

令和5年第2回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和5年11月7日

浅川清流環境組合議会

令和5年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第2回定例会

| | | |
|------------|---|----|
| 出席議員 | 1 | |
| 欠席議員 | 1 | |
| 出席説明員 | 1 | |
| 議事日程 | 1 | |
| 開会・開議 | 3 | |
| 会議録署名議員の指名 | 3 | |
| 会期の決定 | 3 | |
| 管理者報告 | 3 | |
| (議案上程) | | |
| 議案第17号 | 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 5 |
| 議案第18号 | 令和4年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について | 6 |
| 議案第19号 | 令和5年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号) | 16 |
| 議案第20号 | 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について | 17 |
| (議員派遣) | | |
| 議員派遣の件 | 18 | |
| 閉会 | 18 | |

令和 5 年

浅川清流環境組合議会会議録

第2回定例会

日 時 令和5年11月7日(火) 午前10時

場 所 可燃ごみ処理施設501会議室

出席議員(12名)

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | ちかざわ 美 樹 君 | 2番 | 島 谷 広 則 君 |
| 3番 | 田 原 茂 君 | 4番 | 谷 和 彦 君 |
| 5番 | 星 いろろ 君 | 6番 | 対 馬 ふみあき 君 |
| 7番 | 丸 山 哲 平 君 | 8番 | 木 島 たかし 君 |
| 9番 | 吹 春 やすたか 君 | 10番 | 岸 田 正 義 君 |
| 11番 | 水 谷 たかこ 君 | 12番 | 坂 井 えつ子 君 |

欠席議員(0名)

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 管 理 者 | 大 坪 冬 彦 君 | 副 管 理 者 | 井 澤 邦 夫 君 |
| 副 管 理 者 | 白 井 亨 君 | 代 表 監 査 委 員 | 福 島 基 君 |
| 会 計 管 理 者 | 光 宗 竜 矢 君 | 事 務 局 長 | 加 藤 真 人 君 |
| 事 業 課 長 | 中 村 守 助 君 | 総 務 課 長 | 鈴 木 輝 哉 君 |
| 総 務 課 主 幹 | 岡 本 正 信 君 | | |

会議に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 書 記 | 木 志 慧 祐 君 | 書 記 | 深 山 修 志 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌 形 忍
速 記 者 松 丸 晋 君

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 管理者報告

(議案上程)

- 日程第4 議案第17号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第18号 令和4年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について
- 日程第6 議案第19号 令和5年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第20号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

(議員派遣)

- 日程第8 議員派遣の件

○議長（谷和彦君） 皆様、おはようございます。

これより、令和5年第2回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員、12名であります。

○議長（谷和彦君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員について、会議規則第81条の規定により、議長において、8番木島たかし議員、9番吹春やすたか議員を指名いたします。

○議長（谷和彦君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（谷和彦君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） おはようございます。

本日は、御多忙のところ、令和5年第2回浅川清流環境組合議会定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、6件の報告を行わせていただきます。

1. 北川原公園ごみ搬入路について

日野市では、全市民を対象に、北川原公園ごみ搬入路に関する裁判の経過報告と違法状態解消に向けた取り組みについての説明会を、8月に市内全8中学校区において開催いたしました。

この説明会では、北川原公園整備の都市計画決定に至る歴史的背景、裁判に至る経過と判決内容、今後の取り組みについて説明を行い、参加した市民の方々から多くの御質問や御意見をいただきました。

今後は、具体的に違法状態の解消策を検討する段階に入り、10月からは学識経験者、公募市民等による検討会も始まっており、市民参加、住民合意の下、検討を進めているところでございます。

浅川清流環境組合といたしましても、今後も検討会の状況など、経過について、日野市、国分寺市、小金井市の3市と情報共有をしてまいります。

2. 水銀濃度の一時的上昇について

今年度、6月、7月及び10月に、4度にわたり、当組合の定める公害防止基準値を超える水銀濃度が測定されました。

いずれも、短時間で正常な数値に復帰したため、組合の定める停止基準には至らず、また、直ちに

周辺地域への環境汚染や健康被害を生じることありませんでした。しかし、組合といたしましては、この事態を重く受け止め、構成市に対し、再発防止に向けた、市民、事業者への適切なごみの出し方の指導、啓発の徹底を要請いたしております。

3. ごみ処理実績について

令和4年度の可燃ごみの搬入量は、全体で6万717トンとなり、内訳としては日野市が2万9,053トン、国分寺市が1万7,530トン、小金井市が1万4,134トンとなっております。

令和3年度と比較いたしまして、全体で、1,546トン、約2.5%の減となっております。

可燃ごみの搬入量につきましては、令和4年度も、令和3年度に引き続き、減少傾向が見られたところであります。

引き続き、構成市3市とごみの減量と適切な分別の啓発に取り組んでまいります。

4. 施設見学実績について

施設見学については、令和4年度も、新型コロナウイルスの感染予防対策に御協力をいただきながら実施してまいりました。

令和4年度の施設見学の実績といたしましては、団体見学は98件、2,697人、個人見学は25件、53人となっております。

令和3年度の実績に比べて、団体、個人合わせて14件、778人の増となっており、特に小学校の社会科見学が多くなってきております。

今後も、より良い環境学習のお手伝いができるよう、施設見学の充実を図ってまいります。

5. 環境定点測定及び維持管理情報について

環境定点測定については、周辺地域の御要望を受け、居住地に近い地点で環境調査を行っているものであります。

測定時期は、夏、冬の年2回、測定地点は、可燃ごみ処理施設周辺の公園など4地点で測定を行っております。

いずれの測定結果も環境基準値、指針値以下の数値となっております。

また、この環境定点測定とは別に、維持管理情報として、当施設の煙突出口付近の排ガス等の状況を毎月測定し公表しております。

こちらの測定結果についても全て排出基準値以下の数値となっております。

今後も信頼される施設運営のため、継続して測定及び公表を行ってまいります。

6. 専門家委員会の開催について

公害の防止対策など、施設の運転について、学識経験者の意見を伺う場として専門家委員会を設置しております。

令和5年8月2日に開かれた第3回の専門家委員会では、先ほど御報告させていただいた水銀濃度の一時的超過の状況について報告をさせていただき、委員からは、水銀が可燃ごみに混入しないよう、引き続き、構成市3市と協力して、啓発活動をしっかり行っていく必要があるとの御意見をいただいております。

次回の専門家委員会の開催は令和6年2月を予定しております。

以上、主要な事項について御報告を申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

す。

○議長（谷和彦君） これをもって管理者報告を終わります。

○議長（谷和彦君） これより、議案第17号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第17号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都及び組合構成市の制度状況を鑑み、所要の改正を行うものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第17号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

初めに概要でございます。

本改正条例は、忌引の取得の際の起算日に関する変更をするものでございます。近年、親族がお亡くなりになってから葬儀まで日数がかかってしまい、忌引期間終了後に葬儀が行われる事例もあり、実情を踏まえた改正をするものでございます。

議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明をさせていただきます。忌引日数の起算日を、5ページの下線部、「その事実を知った日」から、4ページの下線部、「管理者が勤務しないことが相当であると認めた日」に変更するものでございます。

2ページにお戻りいただきます。下から2行目、付則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（谷和彦君） これより、議案第18号、令和4年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第18号、令和4年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定を求めるものであります。

歳入決算額は15億4,234万8,852円、歳出決算額は13億7,944万7,082円、歳入歳出差引残額は1億6,290万1,770円であります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 代表監査委員から審査報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（福島基君） 代表監査委員の福島でございます。

令和4年度浅川清流環境組合一般会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました決算書及び決算付属書類について、岸田監査委員とともに慎重に審査をいたしました。

審査の結果、決算書及び決算付属書類の計数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また、出納閉鎖日における令和4年度歳計剰余金と指定金融機関の発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても、地方自治法及び関係法令等の趣旨に基づき、おおむね適正に執行されているものと認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第18号、令和4年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の1ページを御覧いただきます。中段でございます。令和4年度浅川清流環境組合一般会計歳入歳出決算書、予算現額は14億6,641万9,000円、歳入決算額は15億4,234万8,852円、歳出決算額は13億7,944万7,082円、歳入歳出差引残額は1億6,290万1,770円でございます。

詳細につきましては、議案書と一緒に提出いたしました別冊の令和4年度一般会計歳入歳出決算書で御説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。令和4年度浅川清流環境組合歳入歳出決算総括表でございます。一般会計の欄、左側から予算現額、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額は、ただいまの御説明のとおりでございます。

一般会計の欄、3ページの一番右側、実質収支額は歳入歳出差引額と同じ1億6,290万1,770円でございます。剰余金につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、令和5年度の歳入に繰越処理をしております。

引き続き、事項別明細書により御説明させていただきます。12ページ、13ページをお開き願います。

歳入の決算状況でございます。13ページ、備考欄で主立ったものを御説明させていただきます。初めに事務経費負担金でございます。事務経費負担金につきましては、施設の土地の借上料や組合債の償還金など、施設の設置に関する費用については構成団体3市で等分の負担をしていただき、そのほかの議会費、職員の給与、可燃ごみ処理施設運営業務委託料など、施設の運営に関わる費用は、各市の可燃ごみの搬入量に応じて負担していただいております。

その下、周辺環境整備負担金につきましては、国分寺市、小金井市の2市で負担をしていただいたものでございます。

続いて、前年度繰越金でございます。令和3年度の剰余金を令和4年度の歳入に繰越処理をしたものでございます。

続いて、下から2行目、余剰電力売電料でございます。こちらは可燃ごみを燃やした際につくられる電気を電力会社に売却することによる収入でございます。

また、その下、その他雑入は、ごみの焼却処理の過程で発生する焼却鉄及び落じん灰を資源として売却したことによる収入でございます。

最下段でございます。歳入合計。収入済額の調定額に対する収入率は100%でございます。

続きまして、歳入の決算状況でございます。歳入につきましては、令和4年度から新たに発生した予算科目を中心に、備考欄にて御説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお開き願います。一番右側の備考欄、議会事務経費でございます。議会費全体の決算状況は、支出済額442万1,687円、予算現額に対する執行率は74.7%でございます。

続きまして、中段、一般管理経費でございます。総務費全体の決算状況は、支出済額5億4,345万4,734円、予算現額に対する執行率は95.8%でございます。

16ページ、17ページをお開き願います。備考欄、12委託料の一番下、年末調整等業務委託料でございます。年末調整業務は、法令解釈、税制度などの習熟が必要であり、法令、制度改正があった際は、多大な作業時間を要しておりました。そこで、知識、経験が豊富な専門業者への委託を行うことで、効率的かつ確実な業務執行を可能とするほか、年末調整業務に係る法令、制度改正時の迅速かつ正確な対応を可能とすべく、業務委託を行ったものでございます。

次に、その下、13使用料及び賃借料の一番上でございます。自動車借上料（再リース）でございます。当初、既存の車両の借上契約が令和4年6月30日をもって終了することに伴い、新たな借上契約を予定しておりましたが、コロナ禍等による世界的な半導体不足からくる自動車供給の遅延から、納車に一定の期間を要することとなったため、その間の車両を確保するため、再リースを行ったものでございます。

備考欄、中段やや下でございます。22償還金、利子及び割引料でございます。この中の事務経費清算金でございます。こちらは令和3年度の剰余金を令和4年度に繰り越した後、その2分の1を構成団体3市に事務経費清算金として返還したものでございます。

その下、24積立金、財政調整基金でございます。こちらは先ほどの繰越金のうち2分の1を財政調整基金に積み立てたものでございます。令和3年度より、地方財政法第7条の規定により、前年度の剰余金の2分の1を基金として積み立て、基金会計に振り替えたものでございます。

続きまして、その下、施設運営経費でございます。全体の決算状況は、支出済額5億8,890万3,771

円で、予算現額に対する執行率は93.4%でございます。

その中の7報償費、(仮称) 専門家委員会委員謝礼でございます。可燃ごみ処理施設の稼働における事象で、学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討していただくことを目的として、令和4年5月1日に浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会を設置しております。当該委員会の学識経験者4名の委員謝礼となっております。専門家委員会の状況につきましては、先ほどの管理者報告のとおりでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。備考欄中段、組合債元金償還関係経費でございます。地方債償還元金。財政融資資金につきましては、平成29年度、平成30年度、令和元年度の3年にわたり借入れを行いました。令和4年度から、平成30年度に借り入れた元金の償還が始まったことから、昨年度と比較して金額が大幅に増加しております。

その下、予備費は当初予算で2,000万円計上させていただき、執行はございませんでした。

最後に、最下段、歳出合計の支出済額は13億7,944万7,082円で、予算現額に対する執行率は94.1%、予備費を除いた執行率は94.6%でございます。

以上、議案第18号、令和4年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての御説明となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(谷和彦君) これより質疑に入ります。

ちかざわ美樹議員。

○1番(ちかざわ美樹君) 決算書の歳出部分、19ページの事業費に関わりまして、2つの委託料項目ということで、関連して伺わせていただきたいと思います。1つの項目は、可燃ごみ処理施設運営業務委託料、もう一つの項目は、きたがわら地区広場管理用通路交通誘導業務委託料です。

最初の可燃ごみ処理施設運営業務委託料に関わっての質問ということで、始めさせていただきます。本日の管理者報告で、水銀濃度の一時的上昇についてということで管理者のほうから御説明がありました。本日は令和4年度の決算審議ですので、令和4年度、水銀の一時的超過というのがあったのかどうかということを最初に伺わせてください。

○議長(谷和彦君) 答弁を求めます。事業課長。

○事業課長(中村守助君) 事業課長でございます。

令和4年度におきましては、水銀超過の事例はありませんでした。

以上でございます。

○議長(谷和彦君) ちかざわ美樹議員。

○1番(ちかざわ美樹君) 令和4年度はなかったということで確認をさせていただきましたが、この間の経過を見ますと、操業以来は7回の水銀の一時的上昇があったのかと思いますが、7回という認識でよろしいかどうか伺わせてください。

○議長(谷和彦君) 事業課長。

○事業課長(中村守助君) 事業課長でございます。

7回でございますが、令和2年度が3回、令和5年度が4回ありましたので、合計7回でございます。

以上でございます。

○議長（谷和彦君）　　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　　ありがとうございます。そうしますと、水銀濃度の一時的上昇というのは、ここで規定しているところの環境基準値の上昇ということによろしいでしょうか。

○議長（谷和彦君）　　事業課長。

○事業課長（中村守助君）　　環境基準値、定めるものの上昇でございます。

　　以上でございます。

○議長（谷和彦君）　　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　　ありがとうございます。環境基準値をなぜ設定しているかという、それを超えてはまずいというか、よい状態ではないということが明確ですので、こういう基準値をちゃんと設定しているということになると思います。

　　この先は、私が調べたほうから、それを確認する形でいきたいと思いますけれども、排ガスというのは、この施設の場合、運転基準値と要監視基準値という基準値があつて、その上に環境基準値というのがあると思うのですけれども、運転基準値が10マイクログラム、1立方メートル、要監視基準値が30マイクログラム、そうすると、こうした低い基準値があつて、低いものから、それを超えないようにしていくという、そうした施設であるべきであると思うのです。それがなぜ操業から7回も要監視基準値というのを超えるような事態にまで行ってしまったのか。すなわち、それが防止できるということではなかったのかということをお伺いしてください。

○議長（谷和彦君）　　事業課長。

○事業課長（中村守助君）　　事業課長でございます。

　　要監視基準値については、30というものを定めています。上昇するたびに機械が計測をして、その段階で自動的に活性炭を増量して吹いて水銀濃度を抑える、そういう作業をしているのですが、過去7回において同じような作業はしていますが、それを上回る濃度が排出されたというところで、常に監視はしているのですけれども、追いつけなかったという状況が、過去7回の状況でございます。

　　以上でございます。

○議長（谷和彦君）　　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　　そうしますと、監視していても追いつかない、すなわち、一旦水銀を含有する物質が入ってしまうと、追いつかない状態になってしまう。もう入れられたら終わりだというふうな状態になってしまうと、そのプラントはそれでいいのかなど。周辺の住民の方々にとっては、市民にとっても、混入してしまったらもうそれで終わりだという事態ではなかなかいたたまれないのではないかと思います。

　　それと、水銀というのは移動する物質なので、大気中を移動して、地表に落下したらば、今度は水によってまたそれが動いていくと。水銀の特徴は、重いものではなくて、形態も変えながら移動していくということ言えば、一旦プラントに水銀を含む製品等が入ってしまったらば、それは制御できずにそこで終わりというような、ある意味、宿命的なものであるとしたならば、ふさわしい施設なのかという疑問が起きてくるわけですが、それについてはいかがでしょうか。どういうふうな組合としてはお考えになっていますでしょうか。

○議長（谷和彦君）　　事業課長。

○事業課長（中村守助君） 事業課長でございます。

住民の皆様の理解あつての浅川清流環境組合の施設ということは十分理解しております。基準値を定めていますが、基準値を超えても直ちに住民の方の健康の被害に及ばないという数値で運営しているところではございますが、いずれにしても超えてしまっている部分がありますので、ごみを入れなければいけない施設、燃やさなければいけない施設でございますので、そこは3市の住民の方に、各市を通じて啓発していくしかないというふうに考えておりますので、水銀超過があるたびに、3市の方を浅川清流環境組合に呼んで、新しい対策をどんどん出していって、市民に啓発をしていくと、そういう作業を地道にやり続けていくしかないかなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（谷和彦君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） ありがとうございます。組合事務局のおっしゃるとおりだと思うのです。いよいよもつてこの議会そのものも3市から構成されていますので、非常に重要な役割を担った議会なのかということも再確認しているところでございます。運転基準値があつて、要監視基準値があつて、さらに環境基準値と、3段階もあつて、それをどうやって止めていくか。そこから活性炭を吹きつけるなどの操作があるということなのですけれども、プラントとしては、この基準値が出ないであつてほしい、そういうプラントでなければならぬというふうに私自身は思いますので、そこが本当にこの数値に至らないようなものにならないかと。私も恒常的なプラントの性能等については全くの素人でございますので、こうした事態になっているということがどうなのかということについて、引き続き考えていきたいというふうに思っております。

ごみの共同処理というのは、日野市の場合は国分寺市、小金井市と共同でやっておりますが、東京23区の場合には、東京二十三区清掃一部事務組合をつくって、そこは全て、ある意味、PFIなどの手法を取らずに直営でやっているということだと思うのです。23区は20施設ほどあるというふうに私も聞いておまして、そこでも水銀の検出という事態はどうしても起きてしまうということではあるのですが、昨日も問い合わせさせていただいたのですけれども、独自の2時間ルールというふうな呼び方をしているそうなのですが、浅川清流環境組合の施設と同じ環境基準値を持っているのですけれども、1時間59分以内にそれを超えた場合、50マイクログラムを超えた場合には、立ち下げという作業をしているということなのですが、その立ち下げという作業がどういう作業なのか、浅川清流環境組合のほうでもし認識がありましたら、立ち下げについて御説明いただけたらと思います。

○議長（谷和彦君） 事業課長。

○事業課長（中村守助君） 事業課長でございます。

立ち下げについてですが、焼却炉に入っているごみを一度燃やし続けて、燃やし切った後に中の状況を点検して、影響がないかというような確認作業をして、問題がなければ、もう一回立ち上げをして、焼却を再開すると、そういうふうな作業でございます。

○議長（谷和彦君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） そうすると、立ち下げといつても、炉に入っているごみ自体は燃やし続けてしまうので、もし水銀が混入したごみそのものがあつたとしても、立ち下げを行ったとしても、ごみそのものはもう消えてなくなってしまうので、水銀が混入したごみ自体は発見するといつ

た、そうした細かな作業自体は不可能だということによろしいでしょうか。

○議長（谷和彦君） 事業課長。

○事業課長（中村守助君） 発見するのは不可能だと思います。

以上です。

○議長（谷和彦君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 操業から7回の基準値超えという事態が起きている中で、住民としては原因を特定してほしいという思いが非常に強いと思うのです。何が入って、なぜこんなに大きなどうか、一定の基準値ですけれども、基準値を超えた事態ということがあったときに、なぜこうなってしまったのかということが特定されたいというのは当然のことだと思うのですけれども、この立ち下げを行った場合でも、水銀が混入したごみそのもの特定はできず、つまり、入ってしまったらばもうそれで終わりだという、この作業を取って立ち下げをしたとしても、入ってしまえば終わりだというふうな物の考え方と浅川清流環境組合も考えているということによろしいでしょうか。

○議長（谷和彦君） 事業課長。

○事業課長（中村守助君） 事業課長でございます。

今、ちかざわ議員がおっしゃったとおりで、入ってきたら防ぎようがない。もちろん活性炭を大量に吹いて、水銀を吸着させて防ぐという作業がありますけれども、入ってきてしまったら防ぎようがないものでもあると思いますので、3市とともにこの啓発に努めてい続ける。水銀回収キャンペーンなんか今回受けて、1か月早めて4か月間やったりとか、電子体温計を交換物として新たに追加したりとか、あと、市民だけではなくて事業者にも個別に周知をしたりとか、いろいろな対策を新たな切り口としてはやっています、もう周知をしていくしかないというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷和彦君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 私も構成市の日野市から選出されている議員で、浅川清流環境組合の事務局と対峙するものではないのに、私の質問もおかしな物言いになっていることについては御容赦いただきたいと思います。

昨日、私も23区のほうに問い合わせをし、また、公開しているものなどを見させていただいたところ、先ほどの立ち下げ、なぜ立ち下げをするかという、私なんかの感覚としても、そういう数値が今回、令和5年度についてはかなり高い三百幾つとかという数値の一時の検出もありましたので、そのまま燃やし続けるということがどうしても市民的な感覚としてなかなかなじまない。そうすると、水銀が排気に放出され続けた状態になってしまって、フィルターにそれが引っかかったとしても、そのまま燃やし続けるということがどうしてもなかなか理解し難い。23区の場合は、2時間以内に立ち下げ作業をしている。そこの大きな違いがあって、それは浅川清流環境組合の始まったときからの考え方で、24時間高い数値が出続けたらば、そのときには立ち下げをするというふうな規定にしているのですけれども、2時間以内に立ち下げる施設もあるけれども、24時間燃やし続けて、立ち下げをそこでやっとするということの考え方の違いがどこから来るのかということが、私はこの間、ずっと大きな疑問だったので、昨日、参考までに23区の職員の方に問い合わせをしたところ、なぜこんなに即座に立ち下げをするようになったのかという質問させていただいたら、その係の方につい

ては、23区は本当に過密なところに、23区は本当に狭いところですので、20もの施設があつて、焼却炉もあつて、本当に生活の間近なところに焼却炉が存在している状態ですので、周辺住民の方々との関係の中で、いろいろな経過があつたと。共同処理をする中では何年ものプロセスがあつて、その結果、周辺住民の方々との関係で、直ちに、なるべく可能な限り対策は取るけれども、1時間、2時間というところで立ち下げをするというような対応になつていったのではないかと。これは正式見解ではありませんでしたけれども、私の問い合わせに対してはそういうお答えでした。

聞きたいのは、浅川清流環境組合事務局としては、現在の時点で、即座に、なるべく可及的速やかに立ち下げをすると。ごみをじゃんじゃんまた追加して燃やし続ける。数値だけを見て、直ちに健康被害はないという言い方を取りあえず今はしていますけれども、私はこの言い方そのものにも大きな問題があると思つていますが、ごみをずっと24時間追加し続けて、燃やし続けるということは、もうやめたほうがいいのではないかと。もっとこれは短縮したほうがいいのではないかとというふうなことも今、考えておりますが、これについての現在の浅川清流環境組合としての立場、つまり、立ち下げの期間をこれからもこのように、7回もこういう事態が起きてしまったにもかかわらず、変化は一切ないわけですけれども、このままでいいのかということについて、私などはこの時間はちょっと考えたほうがいいのではないかとと思つていますが、現時点での浅川清流環境組合の見解をお答えいただけたらと思つてます。

○議長（谷和彦君） 事業課長。

○事業課長（中村守助君） 事業課長でございます。

施設の周辺自治会と締結した環境保全協定の中では、排ガス中の水銀濃度の基準値超過が24時間続いた場合、炉を立ち下げる。そして、併せて公表するという内容で御理解をいただいて、締結をしております。

ただ、公表することについては、今までもそうですが、基準値の超過があつた場合は、1時間でも稼働当初からその情報を公表して、国分寺市、小金井市、日野市ともに啓発活動につなげております。

一方、立ち下げる場合も、炉の温度が下がった場合、ダイオキシン発生につながるため、立ち下げるといふことの難しさもございます。

また、運用面ですけれども、浅川清流環境組合のほうでは、早い段階で収束に向かっているか、その数値を判断している場合もありまして、収束に向かわない場合は、24時間というものにとらわれず、早い段階で炉の立ち下げというのも今までも視野に入れておりました。ただ、収束に向かっている傾向があつたので、立ち下げることなくやっておりますが、そういう考え方で運用しているところでございます。

また、基準値超過の立ち下げの在り方については、先ほど管理者報告の中にもありました専門家委員会がございますので、この在り方についても資料を整えて、専門家委員会のほうでも意見を聴きながら、今後どうしていくかということも考えていきたいと思つております。

以上でございます。

○議長（谷和彦君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 長引いていてすみません。まとめるように聞いていきたいと思つてます。

専門家委員会としては、令和5年8月2日時点の第3回の委員会では、水銀が可燃ごみに混入しない

よう、引き続き、構成市3市と協力して、啓発活動をしっかり行っていく必要があるとの御意見を頂戴したとのことです。ですので、立ち下げ等々についての御意見等をいただいたという形にはなっていませんが、対応について、これからも専門家がおられるわけですので、ぜひ御意見を聴取していただきたいと思いますというふうに思います。

それと啓発活動についてなのですが、議長に事前にお許しをいただいていたので、東京23区が使用している啓発についての資料、ホームページからダウンロードできるものですが、私、それを持参しましたので、今、ここから掲示をさせていただきお許しをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷和彦君） 今、配付すると混乱を招くので、その場で掲示だけで、質問をお願いします。

○1番（ちかざわ美樹君） 東京23区での水銀についての事業者向け、または住民向けの掲示物を私も拝見させていただいたのですが、かなり強いこうしたものがあって、一見して本当に強い、水銀は絶対に焼却炉に入れないというような、こうしたものを使って告知をしたり、啓発をしていたりしているということが分かりました。こういうものです。

この間、浅川清流環境組合としては、住民の皆さんにも、私は日野市の住民ですので、広報ですとか、あとは浅川清流環境組合のニュースですとか、そうしたもので掲示や情報提供のものをいただいていますけれども、2市でも同様のことがあると思うのですが、事業者向けについては、私たちはどのようなことが行われているのか分からないので、こうした本当に強いぱっと見て分かるようなものですか、かなり強い文章であるとか、そうしたもので啓発、啓蒙を行っているのかどうか、そのところを教えていただけたらと思います。

○議長（谷和彦君） 事業課長。

○事業課長（中村守助君） 事業課長でございます。

令和5年7月、令和5年度で言うと3回目の水銀超過があったときに、3市とこちらの組合で、今までの周知に加えて、新たな手法で強く啓発していこうというふうに話し合いました、従来の市民向けの啓発に加えて、新たに医師会、歯科医師会、薬剤師会、商工会、JA、介護事業所の協力の下、3市のそれぞれ事業所に周知を行っております。また、浅川清流環境組合のほうに搬入している各市から許可を得た事業所のごみを収集する許可業者を通じて、排出しているお店に水銀の事象がありますよと。こういうことがあると焼却炉に影響があります、周辺住民の方に直ちにそういう迷惑がかかりますよという内容を強く周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷和彦君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 市民が本当に様々な形で努力をするというのは、私たちはお互いに市民同士でそのことを高めていくという努力をできるのですが、事業者に関することというのは、市民の努力ではなかなか進まないという部分がありますので、そこについては、これもまた専門家委員会のお知恵なども得ながら、事業者のところで対策というのを進めたいということなんです。この事業の水銀に関してのことについての質疑については、以上にしたいと思います。

もう一点、先ほど申し上げました19ページの委託料の中のきたがわら地区広場管理用通路交通誘導業務委託料1,581万1,950円について伺いたいのですが、ごみを国分寺市、小金井市から運ぶ場合、並

びに今、日野市民のごみを運ぶにも当たって、北川原公園というところときたがわら地区広場というところで、日野市の土地と東京都から借りている土地に公園または広場が設置されており、その中に搬入路が建設され、そこを利用してごみの搬入車両というのは通過をするわけなのですけれども、ここで挙げられているきたがわら地区広場管理用通路交通誘導業務委託料は、何カ所か立っていただいている交通誘導の方のどの部分で、人数というのが分かるかということはありませんけれども、どの部分の交通誘導に該当する委託料なのかということをお教えください。

○議長（谷和彦君） 事業課長。

○事業課長（中村守助君） 事業課長でございます。

きたがわら地区広場に配置している箇所は2カ所ですが、警備員さんの数は3人で、1人休憩をしながらやっていると。ですので、この決算額については2カ所3人分の費用でございます。

以上でございます。

○議長（谷和彦君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） そうしますと、それ以外にも交通誘導の方はあちらには立っていますので、その費用はどのようになっているのかをお教えいただけますか。

○議長（谷和彦君） 事業課長。

○事業課長（中村守助君） 事業課長でございます。

残りの4カ所については5人配置をして、常時休憩して回していくような形になるのですが、この4カ所5人分については、先ほど御質問いただきました可燃ごみ処理施設運営業務委託料の中に入っております。

以上でございます。

○議長（谷和彦君） ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君） そうしますと、この4億5,800万円の中に入っているということかと思えますけれども、そこはSPCに業務を委託していますので、その中に交通誘導の方に支払われるそれも含まれてしまっているということなのですが、この質問で適切かどうか分からない。考え方として、なぜSPCの委託料の中に、ごみの搬入路の交通誘導業務のための費用が含まれることになってしまったのか。あそこを通過するということは、浅川清流環境組合の事業でここがなぜ分かれてしまっているのかということをお伺えますか。組合の事業で、こちらに出されていてもしかるべき話ではないかと思うのですけれども、なぜあそこの分が入ってしまっているのかということ。

○議長（谷和彦君） 事業課長。

○事業課長（中村守助君） 事業課長でございます。

北川原公園を通る上で、日野市の公園管理者と道路管理者との間で協定書がありまして、これは北川原公園に係る兼用工作物に係る協定書、それと日野市公園管理者とクリーンセンターとの間で北川原公園に係る維持管理協定書、そして浅川清流環境組合とクリーンセンターで結んでいる可燃ごみ処理施設への可燃ごみ搬出入車両等の通行等に関する協定書、この協定書を受けて、当初のSPCの要求水準書の中に、5人勤務4人配置の警備というのが盛り込まれておりました。

その後、きたがわら地区広場、決算書に書いてあるものについて追加で配置できないかという依頼が日野市からありまして、令和元年12月から収集が試験的に始まったわけですが、そこから当

初は予備費の対応で予算を計上して、今の体制でやっているというような形で警備の配置がされているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（谷和彦君）　ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　経過が分かりました。当初は予備費であったものが、こういうふうな項目が出ているので、浅川清流環境組合のほうではこの金額が出てきたということで、それが年間にしますと1,500万円、SPCの中に含まれているほうは、ここから察しますと3人で1,500万円ですから、5人ですと2,500万円ぐらいになるのかなと。そうしますと、両方ですと4,000万円ぐらいの費用をかけて、ガードマンの方をあそこの搬入路に配置していると。安全のためには、搬入車両が通過するわけですから、当然ガードマンがいない状態で通過ということはできませんけれども、年間4,000万円、考え方として20年間ですと8億円ですよね。その分はプラスアルファで、この事業には費用が必要となっている状態であるということなのかと思います。

先ほどの事業報告の中で、日野市のごみ搬入路についての対応については、管理者のほうから御説明をいただいて、その経過も日野市民としては説明会が行われ、また、その後の検討の内容なんかも全てオープンにされて、非常によく分かる形で日野市民には情報が公開されているところです。ごみを搬入するかどうかということについては、国分寺市、小金井市、日野市、3市の共同事業でやっていることですので、日野市民としてはこの問題について非常に大きな注目をしながら、その成り行きを私たちも見ていますところですが、今日、国分寺市、小金井市の議員もおられますので、どういう経過でこの搬入路の問題が今、進んでいるのかということについては、私が申し上げるのがふさわしいかどうかは分かりませんが、それでも、やむにやまれず、大きくこの問題について日野市民は関心を持っているところですので、ぜひとも関心を持っていただきたいと、そうしたことを申し上げたいと思います。

質疑は以上です。

○議長（谷和彦君）　ほかに御質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君）　なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

ちかざわ美樹議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　令和4年度の一般会計歳入歳出決算書を確認させていただいて、この事業の決算については認定をさせていただきたいと思います。

幾つか申し上げましたけれども、専門家委員さんたちにかなりいろいろなお知恵をいただく状態に今、なっているのではないかなということと、申し上げましたたがわら地区広場並びに北川原公園については、プラスアルファで周辺住民の安全を担保するために人が配置されていて、その費用も使いながらごみの運搬車両が通過している事態であるということと、これについては解消に向けて日野市行政が大変な努力をしている最中だという事実があるということについては、引き続き、この議会では共有をさせていただきたい事項であるなという意見を申し上げて、認定とさせていただきたいと思います。

○議長（谷和彦君） ほかに御意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） なければ意見を終結いたします。
これより本件について採決いたします。
本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（谷和彦君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第18号の件は認定されました。

○議長（谷和彦君） これより、議案第19号、令和5年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第19号、令和5年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億6,290万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億4,428万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） 事務局長より詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤真人君） 議案第19号、令和5年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,290万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,428万8,000円とするものでございます。

詳細は、議案書と一緒に提出いたしました別冊の令和5年度浅川清流環境組合一般会計補正予算説明書（第1号）で御説明させていただきます。

初めに6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳入歳出ともに1億6,290万1,000円を増額補正するものでございます。

続いて、8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入でございます。9ページ、説明欄、前年度繰越金でございます。1億6,290万1,000円を全額開きまして、繰越金として計上するものでございます。

恐れ入ります。10ページ、11ページをお開き願います。続きまして、歳出でございます。11ページ、説明欄、22償還金、利子及び割引料、事務経費清算金でございます。8,144万9,000円を計上し、構成団体3市に返還いたします。

次に、24積立金、財政調整基金8,145万2,000円につきましては、令和4年度決算の剰余金の約2分の1を基金として積み立てるものでございます。

以上、議案第19号、令和5年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）についての御説明となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（谷和彦君） これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(谷和彦君) これより、議案第20号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第20号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都市公平委員会に東京たま広域資源循環組合が新たに加入するため、東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正するものであります。

本規約は、令和6年4月1日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長(谷和彦君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長(加藤真人君) 議案第20号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について御説明申し上げます。

東京都市公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益な処分について、不服申立ての審査等を行ってございます。このたび、当委員会に東京たま広域資源循環組合が新たに加入するため、同規約について所要の改正を行うものでございます。

議案書の2ページ、3ページをお開き願います。東京都市公平委員会の規約原本が縦書きのため、共同設置規約の一部を改正する規約についても縦書きでお示しをさせていただいてございます。

議案書3ページの新旧対照表により御説明いたします。別表中、浅川清流環境組合の後に、東京たま広域資源循環組合を加えるものでございます。

議案書2ページを御覧いただきます。左から2行目、付則でございます。この規約は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(谷和彦君) これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(谷和彦君) これより、日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については議長に御一任をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(谷和彦君) 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長(谷和彦君) 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和5年第2回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 谷 和 彦

署 名 議 員 木 島 た か し

署 名 議 員 吹 春 やすたか